

木造軸組外壁

EX-D

デラクリート仕様

30分防火構造 国土交通大臣認定 PC030BE-3659

防火構造の施工仕様書

[令和7年11月版]



はじめに

この施工仕様書は、表紙に記載してある防火構造認定の条件を満足するための推奨施工方法を示したものです。本書を基に現場毎の施工要領書および施工計画書の作成をお願いいたします。

尚、施主や設計者の指定による特記仕様等で本書に記載が無い場合は、防火構造認定書別添にて認定条件の範囲であることを確認の上、施工要領書および施工計画書に反映させてください。

適切な施工管理体制にて施工をしていただくために

特定共同住宅の住戸等と住戸等の界壁を乾式耐火壁にて施工する場合は、“特例基準「消防法施行令第29条の4」”に基づいた総務省令第40号、その細目を定めた消防予第188号および500号通知の内容を遵守する義務があります。その500号通知には乾式耐火壁の施工条件として、「適切な施工管理体制が整備されている場合」と明記されております。

「適切な施工管理体制が整備されている場合」とは、

1 乾式壁の施工方法

住戸等と住戸等との間の防火区画を形成する壁のうち乾式のもの（以下「乾式壁」という。）の施工方法が、当該乾式壁の製造者により作成された施工仕様書等により明確にされており、かつ、その施工実施者に周知されていること。

2 施工現場における指導・監督等

乾式壁の施工に係る現場責任者に当該乾式壁の施工に関し十分な技能を有する者（乾式壁の製造者の実施する技術研修を修了した者等）が選任されており、かつ、当該現場責任者により施工実施者に対して乾式壁の施工に係る現場での指導・監督等が行われていること。

3 施工状況の確認等

乾式壁の施工の適正な実施について、自主検査等により確認が行われ、かつ、その結果が保存されていること。

4 その他

ア 施工管理体制の整備状況については、当該特定共同住宅等の施工全般に係る責任者の作成する施工管理規程等により確認すること。

イ 乾式の壁と床、はり等の躯体との接合部の耐火処理については、特に徹底した施工管理を行うこと。

上記は、施工現場で乾式戸境壁の耐火性能を確保するために施工管理体制を整備することを目的としております。この考え方戸境壁以外の外壁防火壁を施工する際にもあてはまるところから、適切な施工管理体制の整備をお願いします。

木造軸組外壁 EX-D デラクリート仕様 施工仕様書

B-007-2

目 次

①総 則

- 1-1 適用範囲
- 1-2 施工計画書の作成と周知徹底
- 1-3 施工中の疑義
- 1-4 檢 査

②安全対策

③せっこうボードの荷姿、運搬、保管

- 3-1 荷 姿
- 3-2 運 搬
- 3-3 保 管
- 3-4 残材処理、清掃

④デラクリートの荷姿、運搬、保管

- 4-1 荷 姿
- 4-2 運 搬
- 4-3 保 管
- 4-4 残材処理、清掃

⑤材 料

- 5-1 主構成材料
- 5-2 副構成材料

⑥施工要領

- 6-1 標準施工手順
- 6-2 施工要領

⑦検 査

- 7-1 自主検査
- 7-2 立会い検査

⑧認定書

防火構造

⑨水平断面図

木造軸組外壁 EX-D デラクリート仕様 施工仕様書

B-007-3

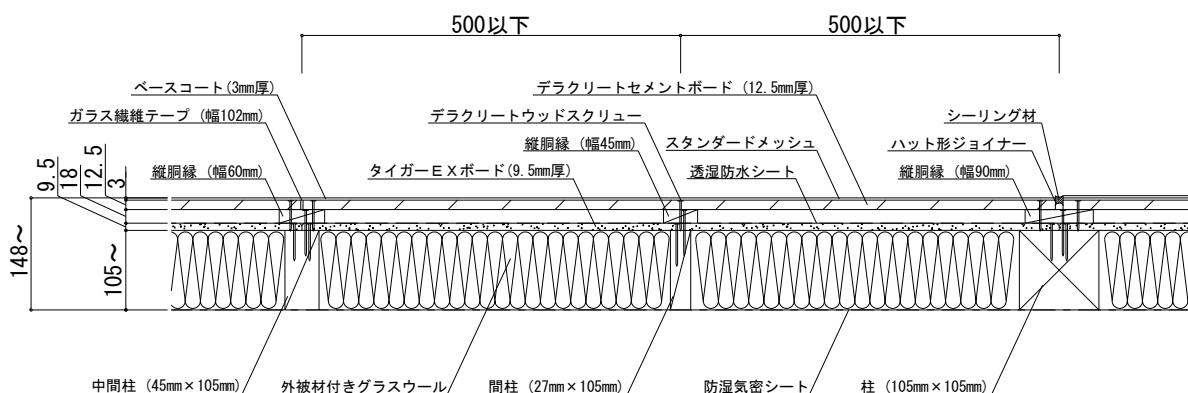
① 総則

1-1 適用範囲

この施工仕様書は、木造軸組外壁 EX-D デラクリート仕様について適用する。

木造軸組外壁 EX-D デラクリート仕様
30分防火構造 国土交通大臣認定 PC030BE-3659

水平断面図



※本書の図面寸法値は、各部材の公称寸法を記載しております。

※スタンダードメッシュは、デラクリートセメントボードのジョイント部のすき間が十分にとれない場合に使用してください。

※胴縁は、縦胴縁に限定となります。

※当壁構造は、胴縁の取り付けが必須となります。

※防火認定上、グラスウールは外被材 (厚さ 50 μ m) 付きに限定となります。

※防火認定上、防湿気密シートは省略可能です。

※内装材 (被覆材) の記載がない当認定につきまして「令和7年6月30日付国住指第150号、国住参建第1574号に関するQA」の通り、防火構造の外壁の認定であって屋内側についての記載がないものにおいては、加熱面以外の面となる屋内側は、大臣認定仕様への適合の必要がある範囲ではないため、屋内側に内装材を設けることは大臣認定不適合とはなりませんが、内装材を採用する場合は、あらかじめ指定確認検査機関などに必ずご確認ください。

1-2 施工計画書の作成と周知徹底

木造軸組外壁 EX-D デラクリート仕様の施工に際しては、この施工仕様書、吉野石膏 (株) の「タイガーEXボード耐力壁【木造軸組大壁工法 3仕様】」施工仕様書および「デラクリートセメントボードシステム 設計施工マニュアル」を基に現場毎に施工計画書を作成する。事前に説明会、その他の方法で、作業員全員に周知徹底を図る。

1-3 施工中の疑義

施工中、施工計画書に明記されていない事項、または疑義が生じた場合は、認定条件を確認の上、設計者・建築元請業者などと施工方法を検討する。

木造軸組外壁 EX-D デラクリート仕様 施工仕様書

B-007-4

1-4 検査

施工業者は、工事が完了した時点で自主検査を実施した後、建築元請業者の監督員に報告し、検査を受ける。

② 安全対策

建築元請業者の安全方針に従って対策してください。

《タイガーボード類、デラクリート類の注意》

- *指定の用途以外にご使用の場合は、十分に性能を発揮できない場合があります。
- *タイガーエクスボードを施工する際の切断作業では集塵などに留意し、防塵カッターや集塵丸鋸を使用してください。また、サンディングなどの作業で発生する粉塵に対しては、防塵マスクや安全メガネを着用してください。
- *在庫の際、積層段数が多いと荷くずれの危険があります。
- *タイガーエクスボード、デラクリートセメントボードおよび吉野ファイバーベースコートなどの廃材、洗浄排水の処理については、環境公害とならないようご注意ください。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」などの法令に基づき適切に処理してください。

③ せっこうボードの荷姿、運搬、保管

3-1 荷姿

保管荷姿は、通常、タイガーエクスボード (9.5mm) で80枚、を1山としてある。

3-2 運搬

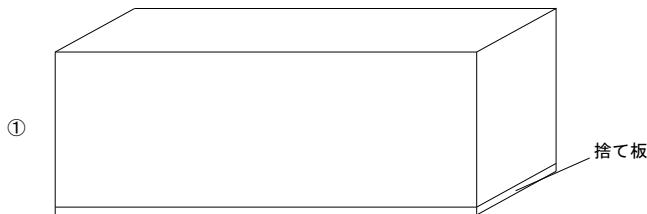
タイガーエクスボードの搬入は、建築元請業者の監督員との打ち合わせにより、現場の搬入計画に基づいて行う。

木造軸組外壁 EX-D デラクリート仕様 施工仕様書

B-007-5

3-3 保管

- (1) 荷くずれ、角欠けがないように均等に置く。
- (2) 傾斜面、墨出し部には置かない。
- (3) 凸凹面や水漏れ部には置かない。上階から漏水の恐れがある場合や屋外の場合は、あらかじめシートなどでタイガーエクスボードが濡れないように養生する。
- (4) タイガーエクスボードの保管は、波打ち、そりがでないように下図のように、高さのそろった台上にボードの縁が台からはみ出ないようにすること。また、各山の一番上のボードは裏面を上面とすること。タイガーエクスボードを屋外で保管する場合は、必ずパレット積みとすること。



- (5) 2段積みなどを行う場合は、台木の位置を各段でそろえること。
- (6) タイガーエクスボードを踏み台にしないこと。

3-4 残材処理、清掃

タイガーエクスボードの切断加工を行った作業場所は清掃する。タイガーエクスボード、その他の残材は、あらかじめ決められた置き場に集積する。

④ デラクリートセメントボードの荷姿、運搬、保管

4-1 荷姿

デラクリートセメントボードの保管荷姿は、通常50枚を1パレットとしてある。

4-2 運搬

デラクリートセメントボードなどの搬入は、建築元請業者の監督員との打ち合わせにより、現場の搬入計画に基づいて行う。

木造軸組外壁 EX-D デラクリート仕様 施工仕様書

B-007-6

4-3 保管

「デラクリート セメントボード システム 設計施工マニュアル」に従って保管する。

4-4 残材処理、清掃

デラクリートセメントボードの切断加工を行った作業場所は清掃する。デラクリートセメントボード、その他の残材および梱包材は、あらかじめ決められた置き場に集積する。

⑤ 材 料

5-1 主構成材料

5-1-1 屋外側被覆材

両面ボード用原紙張せつこう板

商品名：タイガーEXボード（以下、EXボードと称する）

（1）規格 不燃NM-4127

（2）寸法

厚さ 9.5mm

大きさ（標準） 910mm×3,030mm

（3）性能

比重 1.0±0.1

含水率 3%以下

5-1-2 外装材

両面ガラス繊維ネット張セメントモルタル板

商品名：デラクリートセメントボード（以下、セメントボードと称する）

（1）規格 不燃NM-2083

（2）寸法

厚さ 12.5mm

大きさ 910mm×1,820、2,000mm

（3）性能

比重 1.2±0.128

5-1-3 外装塗材

特殊粉末樹脂入り既調合セメント系下地調整材

商品名：吉野ファイバーベースコート（以下、ベースコートと称する）

（1）荷姿 20kgクラフト袋入り

（2）性能

硬化体比重 1.2以上

混練水量 3.6~4ℓ /袋

可使時間 約60分（気温20°C）

木造軸組外壁 EX-D デラクリート仕様 施工仕様書

B-007-7

5-1-4 柱

JAS規格に適合する構造用集成材または構造用製材など
□-105mm以上×105mm以上

5-1-5 中間柱（継手間柱）

JAS規格に適合する構造用集成材または構造用製材など
□-45mm以上×105mm以上

5-1-6 間柱

JAS規格に適合する構造用集成材または構造用製材など
□-27mm以上×105mm以上

5-1-7 外被材付きグラスウール

JIS A 6301、A 9504またはJIS A 9521
密度10kg/m³以上、厚さ100mm以上
外被材の厚さ50μm
※防火認定上、グラスウールは外被材（厚さ50μm）付きに限定となります。

5-2 副構成材料

5-2-1 受材（胴つなぎ）（必要に応じて使用する場合には下記のものを使用する）

JAS規格に適合する構造用製材または下地用製材など
□-27mm以上×27mm以上

※当防火認定では受材は認定上必須ではありません。ただし、EXボードを耐力壁とし、横目地を設ける場合は、耐力認定上、受材の寸法は □-60mm以上×45mm以上となります。

5-2-2 脇縁

JAS規格に適合する構造用製材、造作用製材、下地用製材など

| | |
|----------------------------|------------------|
| セメントボードの一般部 | 幅45mm以上×厚さ18mm以上 |
| セメントボードの一般目地部 | 幅60mm以上×厚さ18mm以上 |
| セメントボードの伸縮目地部（コントロールジョイント） | 幅90mm以上×厚さ18mm以上 |

※当壁構造は、脇縁の取り付けが必須となります。

※脇縁は、縫脇縁に限定となります。

5-2-3 透湿防水シート

JIS A 6111に規定する「透湿防水シート」厚さ0.5mm以下のもの。

5-2-4 防湿気密シート（必要に応じて使用する場合には下記のものを使用する）

JIS A 6930に規定する「住宅用プラスチック系防湿フィルム」など 厚さ0.2mm以下のもの。

木造軸組外壁 EX-D デラクリート仕様 施工仕様書

B-007-8

5-2-5 釘・タッピンねじ・ステープルなど

| | |
|---------------------------------------|--|
| (1) EXボードの留め付け用釘 | NZ 50 |
| (2) 脊縁の留め付け用タッピンねじ | φ 3.8mm以上×50mm以上 |
| (3) 脊縁の留め付け用釘 | CN 50以上 |
| (4) セメントボードの留め付け用タッピンねじ | φ 4.1mm×41mm |
| (商品名：デラクリートウッドスクリュー（以下、ウッドスクリューと称する）) | |
| (5) 受材留め付け用釘 | 2-N 90（小口打ちの場合） 2-N 75（斜め打ちの場合） |
| (6) 透湿防水シートの留め付け用ステープル | 幅10mm以上×長さ6mm (透湿防水シートの留め付け用にはブチルゴムテープ、アクリルテープまたはスプレーのりも使用可能) |
| (7) 外被材付きグラスウールの取り付け用ステープル | 幅10mm以上×長さ6mm以上 |
| (8) 防湿気密シートの取り付け用ステープル | 幅10mm以上×長さ6mm以上 |

5-2-6 外被材付きグラスウール継目処理材

| |
|---------------------------|
| (1) 材質 アクリル系テープ、ブチルゴム系テープ |
| (2) 寸法 |
| 厚さ 0.2～0.5mm |
| 幅 50～150mm |

5-2-7 スプレーのり

透湿防水シートの留め付け用スプレーのり
スチレンブタジエンゴム系接着材など
(透湿防水シートの留め付け用にはステープルも使用可能)

5-2-8 セメントボード一般目地部の処理材

| |
|-------------------------------------|
| (1) ガラス繊維テープ |
| 商品名：デラクリートガラス繊維テープ（以下、ガラス繊維テープと称する） |
| 幅：102mm |
| (2) 目地処理材 |

商品名：吉野ファイバーベースコート（以下、ベースコートと称する）

5-2-9 ベースコート補強用シート（メーターモジュール下地の場合に使用する）

ガラス繊維メッシュシート
商品名：デラクリートスタンダードメッシュ（以下、スタンダードメッシュと称する）
幅：1,000mm

5-2-10 セメントボード伸縮目地部（コントロールジョイント）の処理材

| |
|--|
| (1) ハット型ジョイナー |
| JIS G 3312またはJIS G 3302などに規定する「めっき鋼板」厚さ0.2mm以上のもの。 (コントロールジョイント部にはバックアップ材も使用可能) |
| (2) バックアップ材 |
| ポリエチレン系など厚さ3mm以上のもの。 |
| (3) シーリング材 |

JIS A 5758に規定する「低モジュラス建築用シーリング材」

木造軸組外壁 EX-D デラクリート仕様 施工仕様書

B-007-9

⑥ 施工要領

6-1 標準施工手順

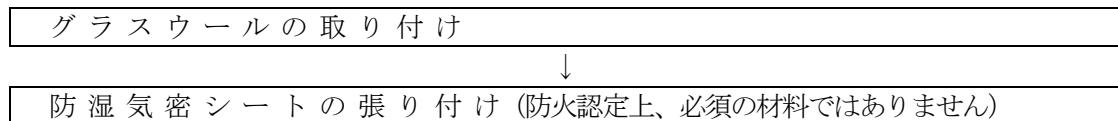
6-1-1 屋外側



※ 下地組は、吉野石膏（株）の「タイガーEXボード耐力壁【木造軸組大壁工法 3仕様】」施工仕様書に従ってください。

※1 吉野石膏（株）の「デラクリート セメントボード システム 設計施工マニュアル」に従ってください。

6-1-2 屋内側



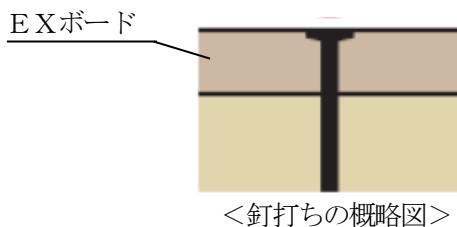
木造軸組外壁 EX-D デラクリート仕様 施工仕様書

B-007-10

6-2 施工要領

6-2-1 EXボードの張り付け

- (1) 耐力壁とする場合、「タイガーEXボード耐力壁【木造軸組大壁工法 3仕様】」施工仕様書に従って張り付ける。
- (2) 壁倍率を必要としない場合、釘 (NZ50) の間隔は、76~200mmとする。
- (3) 横目地を設ける場合は、土台と梁などの間の寸法3mあたり1本とする。
※釘頭がEXボード表面と面一になるように、自動釘打ち機のエア一圧を調整し、試打後に釘打ちしてください。また、樹種毎にエア一圧を調整してください。



＜釘打ちの概略図＞

※自動釘打ち機で打ち込み不足が生じた場合、ハンマーなどで釘頭がEXボード表面と面一になるように留め付けてください。

※EXボードは、仮留めの状態で放置せず、必ず所定の釘打ちを完了させてください。

※EXボードの釘での留め付けは、木下地（柱、間柱、中間柱など）を外さず、釘打ちしてください。木下地（柱、間柱、中間柱など）を外した場合、釘が貫通し反対側に飛び出す恐れがあります。必ず反対側に人がいないことを確認の上、施工してください。

6-2-2 土台水切の取り付け

土台水切を墨出ししたEXボードに取り付ける。

6-2-3 透湿防水シートの張り付け

- (1) 透湿防水シートは、横張りとし、下から上へ張る。
- (2) 透湿防水シートは、連続させてすき間が生じないように調整しながら、EXボードにステープルで留め付ける。ステープルの間隔は、縦方向では300mm以下、横方向では455mm以下、その他の部位は、たるみ、シワとならないように3,000mm以下で留め付ける。
- (3) 透湿防水シートの継目部の重ね代は、縦方向では90~500mm、横方向では150~500mmとする。横方向の重ね代は、EXボードの目地と重ならないように横方向にステープル2本で留め付ける。
※ステープルは長さ6mmを用い、留め付けはハンマータッカーを用いてください。

6-2-4 脊縁の取り付け

- (1) 脊縁は、縦脣縁とし、セメントボードの一般部は幅45mm以上、一般目地部は幅60mm以上、伸縮目地部は幅90mm以上を用いる。
- (2) 脊縁間隔は、455mm以下とし、柱、間柱及び中間柱の位置にタッピンねじで300mm以下の間隔で留め付ける。

木造軸組外壁 EX-D デラクリート仕様 施工仕様書

B-007-11

6-2-5 セメントボードの張り付け

- (1) セメントボードは、印字面を外側に向けて横張りとし、その縦目地が通りの目地とならないようにレンガ張り（ウマ目地）とする。レンガ張りのずらし幅は、胴縁間隔以上とする。縦目地は、必ず胴縁上として、約3mmの目透かし張りとする。横目地は、一般面の場合は突き付け張りとし、切断面の場合は2～4mmの目透かし張りとする。
- (2) セメントボードに伸縮目地を設ける場合は、通りの目地とし、目透かし幅が10mm以下となるようにする。目透かし部にハット形ジョイナーまたはバックアップ材を取り付ける。
- (3) セメントボードは、不陸が生じないように調整しながら、胴縁にウッドスクリューで230mm以下の間隔で留め付ける。セメントボード縁部のウッドスクリューの留め付け位置は、一般目地部は15～20mm、伸縮目地部は20～30mm内側とする。ウッドスクリュー頭は、セメントボードと面一となるようにする。

※セメントボードの施工の詳細、施工条件、その他注意事項は「デラクリート セメントボード システム 設計施工マニュアル」をご確認ください。

6-2-6 セメントボード一般目地部の処理

- (1) セメントボードの一般目地部は、混練したベースコートをセメントボードの目透かし部にコテ圧をかけながら十分に充てんする。
- (2) 一般目地部にガラス繊維テープを重ね張りとならないように張り付け、シワや浮きが発生しないようにコテ圧をかけながらしごき、できるだけ薄くセメントボード面と面一になるように張る。ベースコートの塗り幅は、300mm以上とする。

※ベースコートの混練、その他注意事項は、「デラクリート セメントボード システム 設計施工マニュアル」をご確認ください。

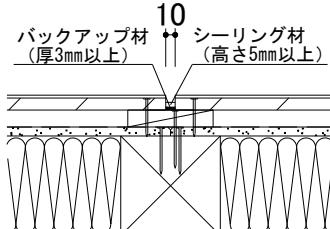
6-2-7 ベースコートの塗り付け

- (1) 目地部のベースコートが十分に硬化した後で、混練したベースコートをセメントボードの表面にコテ圧をかけて、塗り付ける。
- (2) セメントボードのジョイント部のすき間が十分とれない場合は、スタンダードメッシュを伏せ込む。
- (3) 追っかけで全体の塗厚を3～5mm程度になるように平らに塗り付ける。スタンダードメッシュを用いる場合は、スタンダードメッシュが見えないように塗り付ける。
- (4) ベースコートの塗り付けは、仕上げ材に応じた平面精度で平滑に押さえて仕上げる。

※ベースコート施工後の養生は、「デラクリート セメントボード システム 設計施工マニュアル」をご確認ください。

6-2-8 セメントボード伸縮目地部の処理（必要に応じて設ける場合に限る）

伸縮目地部とベースコートの取合部は、マスキングテープで養生後、シーリング材を高さ5mm以上ですき間のないように充てんする。



<バックアップ材を用いた伸縮目地部の納まり例>

木造軸組外壁 EX-D デラクリート仕様 施工仕様書

B-007-12

6-2-1-1 ガラスウールの取り付け

- (1) 屋外側のEXボードを施工後、中空部にガラスウールを挿入する。外被材の耳部を柱、間柱および中間柱などにステープルで約200mmの間隔で留め付ける。
- (2) ガラスウールは、柱、間柱および中間柱との間にすき間が生じないように充てんする。
- (3) ガラスウールに継目部がある場合は、継目処理材（アクリル系テープなど）で処理する。

6-2-1-2 防湿気密シートの張り付け（必要に応じて張り付ける場合に限る）

- (1) 防湿気密シートは、横張りとする。
- (2) 防湿気密シートは、連続させてすき間が生じないように調整しながら、柱などにステープルで留め付ける。ステープルの間隔は、シートの継目部および上下端部では200～300mm、その他の部位は、たるみ、シワとならないように3,000mm以下で留め付ける。
- (3) 防湿気密シートの継目部の重ね代は、30mm以上とする。

6-2-1-3 その他設計、施工上の留意点

- (1) この「施工仕様書」は、認定書の中から推奨する材料を明記しております。この「施工仕様書」に明記していない認定範囲の材料を用いる場合、認定番号PC030BE-3659の認定書に記載してある材料に限定されます。
- (2) 壁高および壁幅については、構造計算などにより構造安全性が確かめられた寸法としてください。
- (3) EXボードを耐力壁とする場合は、柱の寸法は105mm角以上、中間柱および間柱の見込み寸法は105mm以上となります。留め付けピッチ、その他条件は、認定番号FRM-0534-1、FRM-0594、FRM-0599の耐力壁認定書に従ってください。
- (4) EXボードは、仮留めの状態で放置せず、必ず所定の釘打ちを完了させてください。
- (5) EXボードの施工後は、速やかに透湿防水シートを施工してください。
- (6) 雨天時の屋外側の施工は、避けてください。
- (7) 雨天後の屋外側の施工は、事前に施工完了箇所が十分に乾燥していることを確認してから行ってください。
- (8) 当壁構造に開口部を設置する際は、建築地域の条件に従ってください。
- (9) 当壁構造は、胴縁の取り付けが必須となり、縦胴縁に限定となります。
- (10) 防蟻および防腐処理された胴縁を用いる場合は、施工中に雨水にさらされないよう、速やかにセメントボードを施工するか養生をしてください。
- (11) ガラスウールは、外皮材（厚さ50μm）付きに限定となります。
- (12) 内装材（被覆材）の記載がない当防火認定につきまして「令和7年6月30日付国住指第150号、国住参建第1574号に関するQA」の通り、防火構造の外壁の認定であって屋内側についての記載がないものにおいては、加熱面以外の面となる屋内側は、大臣認定仕様への適合の必要がある範囲ではないため、屋内側に内装材（被覆材）を設けることは大臣認定不適合とはなりませんが、内装材（被覆材）を採用する場合は、あらかじめ指定確認検査機関などに必ずご確認ください。
- (13) 当壁構造での曲面壁の設計・施工はできません。

木造軸組外壁 EX-D デラクリート仕様
施工仕様書

B-007-13

⑦ 検査

7-1 自主検査

| 工程 | 項目 | 要点 | 方法 | 基準 | 管理方式 |
|---------------------|------------------|----------|--------|--|--------|
| 下地の組み立て | 柱 中間柱 間柱 | 間隔 | スケールなど | 柱と間柱の間隔 500mm以下※ 中間柱と間柱の間隔 500mm以下※ 中間柱と柱の間隔または間柱を介する場合、中間柱相互の間隔 1,000mm以下※ | |
| EXボードの 張り付け | 目地 | 突き付け | 目視 | 突き付け張りで張っていること | |
| | 釘 | 種類 | 箱の表示など | NZ50 | |
| | | 間隔 | スケールなど | 200mm以下※ | |
| 透湿防水シートの 張り付け | 透湿防水シート | 厚さ | スケールなど | 0.5mm以下 | |
| | 継目 | 重ね代 | スケールなど | 縦方向 90~500mm 横方向 150~500mm | |
| | | 寸法 | スケールなど | 幅10mm以上、長さ6mm | |
| | ステープル | 間隔 | スケールなど | 縦方向300mm以下 横方向455mm以下 | |
| | | 状態 | 目視 | シワ・たるみがないこと | |
| | 胴縁 | 厚さ | スケールなど | 18mm以上 | |
| | | 幅 | スケールなど | セメントボード一般部 45mm以上 セメントボード一般目地部 60mm以上 セメントボード伸縮目地部 90mm以上 | |
| 胴縁の取り付け | タッピンねじ | 胴部径 | 箱の表示など | 3.8mm以上 | チェック検査 |
| | | 長さ | スケールなど | 50mm以上 | |
| | | 間隔 | スケールなど | 300mm以下 | |
| | 釘 | 種類 | 箱の表示など | CN50以上 | |
| | | 間隔 | スケールなど | 300mm以下 | |
| | セメントボードの 張り付け | 割り付け | 目視 | 横レンガ張り（ウマ目地） | |
| | | 表裏の向き | 目視 | 印字面を屋外側 | |
| | | 左右目地部 | 目透かし | 3mm以下 | |
| | | 上下目地部 | 目透かし | 一般面の場合 突き付け 切断面の場合 2~4mm | |
| | | 伸縮目地部 | 目透かし | 10mm以下 | |
| | | ウッドスクリュー | 種類 | 当社指定品 | |
| | | | 間隔 | 縦方向230mm以下 横方向455mm以下 | |
| | | | 位置 | 胴縁に取り付けてあること | |
| セメントボード 一般目地部の処理 | セメントボード | 状態 | 目視 | 乾燥していること | |
| | ベースコート | 状態 | 目視 | 目地部に充てんしてあること | |
| | | 塗り幅 | スケールなど | 300mm以上 | |
| | ガラス繊維テープ | 種類 | 箱の表示など | 当社指定品 | |
| | | 位置 | 目視 | 目地部に取り付けてあること | |
| | | 目地交差部 | 目視 | テープが重ならないこと | |

注) : 上記表は、防火構造の認定条件を満たす検査項目となります。施工監理上、必要な検査項目は別途、現場毎にご検討ください。

※ : EXボードを耐力壁とする場合、「タイガーEXボード耐力壁【木造軸組大壁工法 3仕様】」施工仕様書に従って施工してください。

木造軸組外壁 EX-D デラクリート仕様
施工仕様書

B-007-14

| 工 程 | 項 目 | 要 点 | 方 法 | 基 準 | 管理方式 |
|---------------------|-----------|-----|--------|--------------------------------|--------|
| セメントボード 伸縮目地部の処理 | ハット形ジョイナー | 厚 さ | スケールなど | 0.2mm以上 | チェック検査 |
| | | 接合部 | 目 視 | 使用していること | |
| | バックアップ材 | 厚 さ | スケールなど | 3mm以上 | |
| | | 接合部 | 目 視 | 使用していること | |
| | シーリング材 | 充てん | 目 視 | すき間がないこと | |
| | | | スケールなど | 充てん高さ 5mm以上 | |
| ベースコートの 塗り付け | セメントボード | 状 態 | 目 視 | 乾燥していること | チェック検査 |
| | ベースコート | 塗り厚 | スケールなど | 3~5mm | |
| グラスウールの 取り付け | グラスウール | 密 度 | 梱包表示など | 10kg/m ³ 以上 | |
| | | 厚 さ | 梱包表示など | 100mm以上 | |
| | 外被材 | 厚 さ | 梱包表示など | 50μm | |
| | 挿 入 | すき間 | 目 視 | すき間がないこと | |
| | | 寸 法 | スケールなど | 幅10mm以上、長さ6mm以上 | |
| | ステープル | 間 隔 | スケールなど | 約200mm | |
| | | 位 置 | 目 視 | 柱、間柱または中間柱などに 留め付けてあること | |
| | 継目部 | 処 理 | 目 視 | 継目処理材（アクリル系テープ など）で処理してあること | |

注) : 上記表は、防火構造の認定条件を満たす検査項目となります。施工監理上、必要な検査項目は別途、現場毎にご検討ください。

7-2 立会い検査

立会い検査は、建築元請業者の監督員の指示に基づいて行う。

木造軸組外壁 EX-D デラクリート仕様
施工仕様書

B-007-15

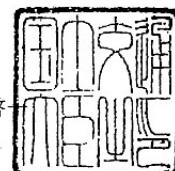


認定書

国住指第4130号
平成29年3月24日

吉野石膏株式会社
代表取締役 須藤 永作 様

国土交通大臣 石井 啓一



下記の構造方法等については、建築基準法第68条の25第1項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第2条第八号並びに同法施行令第108条第一号及び第二号（外壁（耐力壁）：各30分間）の規定に適合するものであることを認め
る。

記

1. 認定番号
PC030BE-3659

2. 認定をした構造方法等の名称
人造鉱物繊維断熱材充てん／セメントモルタル塗・ガラス繊維ネット入セメントモルタル板・両面ボード用原紙張せっこう板表張／木製軸組造外壁

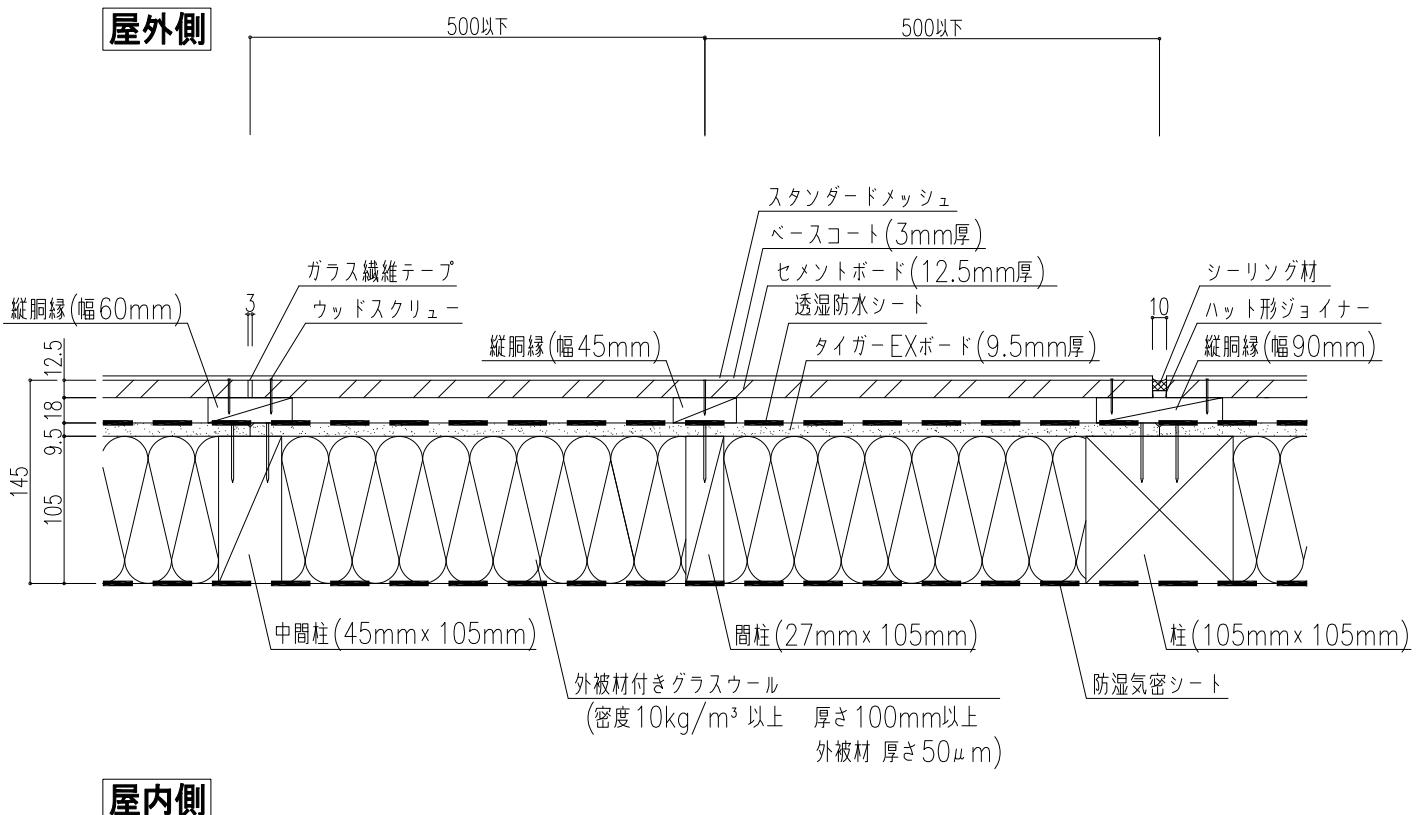
3. 認定をした構造方法等の内容
別添の通り

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。

認定書＜防火構造＞

[令和7年11月版]

水平断面図



屋内側

- ※当壁構造は、胴縁の取り付けが必須となります。
- ※胴縁は、縦胴縁に限定となります。
- ※胴縁、セメントボードの施工は、吉野石膏（株）の「デラクリート セメントボード システム設計・施工マニュアル」に従ってください。
- ※グラスウールは、外被材（厚さ 50 μm）付きに限定となります。
- ※防湿気密シート、スタンダードメッシュは、当防火認定上、必須ではありません。
- ※内装材（被覆材）の記載がない当認定につきまして「令和7年6月30日付国住指
第150号、国住参建第1574号に関するQA」の通り、防火構造の外壁の認
定であって屋内側についての記載がないものにおいて加熱面以外の面となる屋内側
は、大臣認定仕様への適合の必要がある範囲ではないため、屋内側に内装材（被覆
材）を設けることは大臣認定不適合とはなりませんが、内装材（被覆材）を採用す
る場合は、あらかじめ指定確認検査機関などに必ずご確認ください。

図面名

水平断面図

[令和7年11月版]